

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び橋本市契約事務規則（平成１８年橋本市規則第７１号）第５条の規定により、市有財産売却一般競争入札の実施について必要な事項を次のように公告する。

令和８年１０月１日

橋本市長 平木 哲朗

１ 市有財産売却一般競争入札に付する事項

（１）売却年度 令和８年度

（２）売り払い物件

物件 番号	種別（車名）	型式	年式	最低売却価格（税抜）
１	普通積載車 （日野）	BDG-XZU378M	H19	50,000 円
２	普通積載車 （トヨタ）	PD-XZU378	H16	50,000 円
３	救急自動車 （トヨタ）	CBF-TRH226S	H31	50,000 円
４	普通積載車 （トヨタ）	BDG-XZU378	H18	50,000 円
５	普通貨物車 （トヨタ）	KK-XZU362	H12	1,000 円
６	普通貨物車 （三菱）	KC-FE527ET	H10	1,000 円
７	軽貨物車 （三菱）	GBD-U62V	H22	500 円
８	軽貨物車 （三菱）	ZAB-U67V	H24	500 円

（３）入札保証金 免除

（４）契約保証金 契約金額の 100 分の 10 以上
(契約締結時に売買代金が即納されるときは免除する。)

（５）契約条項を示す場所 橋本市総務部総務課

２ その他必要な事項

「市有財産（公用車）売却一般競争入札要項（令和８年 10 月）」による。